

監事監査報告書

令和2年6月18日

学校法人文化学園

理事會御中

学校法人文化学園

監事 松田一政㊞

監事 小川朗㊞

私たち学校法人文化学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人文化学園寄附行為第16条の規定に基づいて同学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)における学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査しました。また、東陽監査法人と連携を取り、計算書類等につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1)学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、また、財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書、（事業活動収支内訳表含む）、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支の状況及び財政状況を示しているものと認めます。
- (3)理事の業務執行に関しては、上記(1)及び(2)を踏まえ適正に行われていると認めます。

以上